

「令和8年度五泉市地域イントラネット関連機器(L2スイッチ等)等賃貸借（リース）契約」に係る質問・回答一覧

令和8年8月19日

番号	資料名	項目	質問内容	回答
1	仕様書	項番4	リース期間満了後は五泉市に無償譲渡される条件となりますが、この場合に本件受注者は固定資産税の納付は免除される認識でよろしいでしょうか	税法上の取扱いについては差し控えます。貴社にて税法及び所在地の課税担当行政庁等への確認をお願いいたします。
2	その他	-	導入業者都合により納入期限までに機器の納入が間に合わない場合、納入業者は五泉市指定業者であることを踏まえ、本件受注者の責は無く、変更契約等の協議を行うことになる認識でよろしいでしょうか。	原則として納期遅延は認めません。受注者の責めによらない事由による納期遅延が生じた場合の対応については、発注者受注者双方協議のうえで決定することとします。